

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者（※）による支援を実施する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応を図ることを目的としています。

（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場対応に関するきめ細かな支援をする者

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○訪問型職場適応援助者による支援	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病患者 高次脳機能障害のある者 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者 	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円 4時間未満8千円 精神障害者 1日：3時間以上1万6千円 3時間未満8千円 養成研修受講料の1/2 	精神障害者 以外は 1年8カ月 精神障害者 2年8カ月
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○企業在籍型職場適応援助者による支援	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害のある者 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者 	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） 精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） 養成研修受講料の1/2 	6か月

（注）認定申請書の提出期限：①の助成金…初めて支援計画を策定（支援計画を地域センターが作成する場合は支援計画を開始）する日の前日まで
 ②の助成金…支援計画の開始日から3か月を経過する日まで

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）。